平成２２年（フ）第７１１号
京都市山科区川田土仏16番地比叡タクシー寮内、住民票上の住所京都市東山区古門前通大和大路東入２丁目三吉町329番地４　第二創久マンション３Ｆ
債務者　髙坂　美廣
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５７号
京都市右京区西京極畔勝町63番地　友禅ハイツ711
債務者　吉村　靖信
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
京都市左京区上高野畑ヶ田町21番地
債務者　佐藤　賢志
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６１号
京都市左京区上高野畑ヶ田町21番地
債務者　佐藤　潤子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
京都市右京区鳴滝宅間町１番地９　ユリハイツ603号
債務者　山本　　隆（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
奈良市帝塚山南４丁目14番６号
債務者　水島みつ子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
奈良県大和郡山市矢田山町59番地１
債務者　田中　一敏
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
奈良市左京２丁目２番地の227　17―402
債務者　村上　重則
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８５号
奈良市学園南１丁目８番33―514号
債務者　松本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０３号
奈良市油留木町17番地　吉村ビル２階
債務者　宮崎ゑい子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
広島県呉市広白岳４丁目２番９号
債務者　脇　　知春（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６８号
広島県呉市広杭本町14番８号
債務者　宮崎　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６９号
広島県竹原市竹原町1826番地13、住民票上の住所広島県府中市上下町矢野1074番地
債務者　川上　裕司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７６号
広島県呉市西愛宕町６番22号
債務者　北木　幸則
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第７８号
広島県呉市中央５丁目２番１―503号
債務者　平松　克己
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８２号
広島県呉市広吉松１丁目13番27号
債務者　沖田　澄代
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３２号
高知県高岡郡四万十町宮内767番地
債務者　下元　勝利
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３３号
高知県高岡郡四万十町宮内767番地
債務者　下元　信子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで　高知地方裁判所須崎支部